

こどもをめぐる状況を踏まえた政策課題の検討

—「こどもまんなか社会」に必要な視点—

大沼 瑞穂

大正大学 社会共生学部公共政策学科 准教授

(要旨) 2023年こども家庭庁が設置された。これまで縦割り行政で行われてきたこども政策は、地域からのボトムアップという形で、それらを打破できる体制を整えつつある。各地域でのこども食堂や学習支援は、厚労省、文科省といった枠組みを超え基礎自治体での包括的な「こども時代をいかに豊かに過ごすか」という視点での支援に進化している。しかし、こどもを取り巻く環境は依然としてきびしい。児童虐待、いじめ、不登校、自殺者の件数は増加がとまらず過去最多を更新しつづけている。「こどもまんなか社会」の実現には、こどもの貧困問題の解決やこどもの権利条約にも記載されている主権者たるこどもたちの声に耳を傾け、大人とこどもがともに政策決定に参画していくことが必要だ。学校や地域づくりの場で「参加と責任」の場をさらにこどもたちに開放していかなければならない。

キーワード: こども家庭庁、こどもの貧困、こどもの権利条約、主権者教育、参画

1. はじめに

こども家庭庁が2023年4月に設置された。これまでこどもに関する政策は、厚生労働省、文部科学省、法務省、警察庁、内閣府などにまたがり、その縦割りの弊害が様々な分野で露呈してきた。例えば、0歳児から小学校に上がるまでの教育は、保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省所管であり、同一の幼児教育が提供されてこなかったのは、まさに大人の都合であり、こどもの立場を無視したものであったと言える。

また、2013年の民法改正でようやく非嫡出子の財産権が嫡出子と同等の権利を得た。この改正もわずか10年前のことであり、それまでは生まれた環境によって、こどもの財産権まで侵害されていたのである。現在、議論されている共同親権の問題も然りである。

長らく単独親権が当たり前だった日本において「こどもの権利」として親に会いたいという声は行政に届いてこなかった。DV加害者などから母子(父子)を守ることは当然のことだが、大人の都合や感情で、こどもがもう片方の親に会いたいのに会えない状況を作り出してきていたのは単独親権という環境がずっと続いてきた要因であったことは否めないだろう。

現在、小中高のいじめは過去最多の68万件を超え、不登校は30万人に迫り、自殺者は500人を超え、もはや学校や教育委員会だけでこれらは解決できない問題となっている。ここまで問題を放置してきた大人側にその責任はある。

政府は、こども家庭庁の創設を決めた閣議決定である「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」¹の中で、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を

¹ 厚生労働省、「こども政策の新たな推進体制に関する基本

方針について」、令和3年12月21日閣議決定、p1

我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」と述べ、あらゆる場面での「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組むことを目標と定めた。

こども自身が声をあげて問題を訴えることは難しい。であるからこそ、大人がこどもを保護の対象として、こどもを中心に据えこどもが抱える問題の解決にあたることは望ましいことだ。

しかし同時に、こども自身が声をあげることができるように「主権者たるこども」とは何かを大人が考えるきっかけにしていく必要がある。「こどもは保護されるべき対象」であるとともに、こども自身が問題を認識し、声をあげることのできる環境を整備していくことが、こども家庭庁が設置された今、さらに求められているだろう。

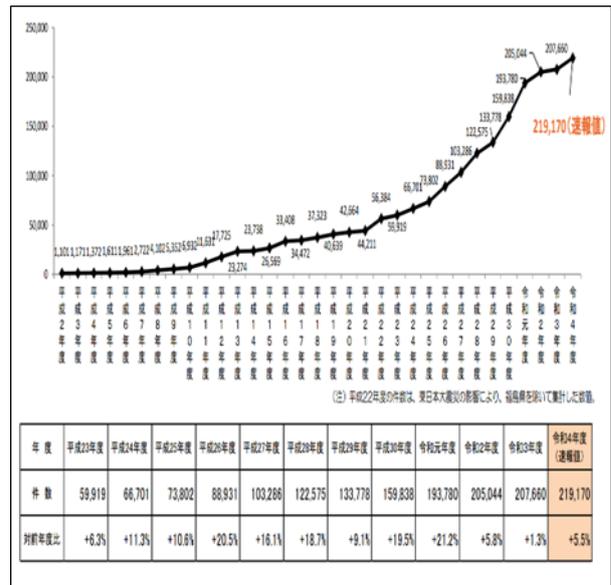
本論考では、こどもをめぐる社会的状況を概観した上で、喫緊に検討されるべき公共政策の視点として、「こどもの権利条約」および「主権者教育」を取り上げ、「こどもまんなか社会」を築いていくための視点について考察を行うことを目的とする。

2. こどもを取り巻く環境

(1) 児童虐待件数

現在、日本のこどもを取り巻く環境は厳しい。児童虐待相談対応件数は、統計を取り出した平成2年度の1101件から年々増加し、令和3年度には21万件を超えている。²

増加の背景には、この10年ほどで児童虐待死などの報道を通じて、「児童虐待」という言葉が世間に認知されたことや児童相談所虐待対応ダイヤル「189」が設置され、令和元年からは無料化に至ったことで、これまで「虐待かも」と思っても、どこにどうやって知らせればいいのか分からなかった人々が積極的に児童相談所に相談できるようになったことに起因する。



【図一】「厚生労働省 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」より引用

しかし、そもそも核家族化の進行で、自身の親や親戚など子育てを相談できる人が身近にいない、地域のコミュニティのつながりが薄れ、子育て世帯の地域との関わりが減っていることが大きな要因として考えられる。共働きが増えたのは若い世代だけでなく、パートや正社員で働く中年層でも増加傾向が見られることから、子育て世帯も共働きだがその両親も共働きであり、孫の世話を見ることのできる環境にないといったことの影響もあるかもしれない。三世帯で住む家族も年々減少し、子どもを見守る「目」が家族内、地域内で減少している。また、団塊ジュニアである40～50代自身が一人っ子や兄弟が少ないことで生じている課題もある。子育てとともに、自らの両親やパートナーの両親の介護やさらにその上の世代である祖父母の介護や身の回りの世話をしなければならないダブルケアなどの課題である。

児童虐待件数の増加の背景には、核家族化、コミュニティの希薄化、ダブルケアによるストレス、共働きによる仕事と家事育児の両立のハードさなど複合的要因が複雑に絡み合っているといえる。こういったこどもたちの親たちを取り囲む環境は時代とともに変化しているにも関わらず、そ

² こども家庭庁、「児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移」、令和4年度 児童相談所での児童虐待相談

の時代の変化に政策や制度が追い付いていないことも大きな要因の一つであろう。

さらに、およそ児童虐待件数の半数の10万件が警察からの通報となっており、児童本人からの通報は2822件でわずか1.3%にしか過ぎない現状は³、警察の介入があってはじめて、児童虐待が明るみに出るという児童虐待発見に至る経緯がいかに困難かを表している。小中学校では、児童相談所の電話番号の書かれたSOSカード等は配布されているものの、こどもにとって「何が虐待か」は認知しづらく、自らが虐待にあっていると認識しても庇護者である親を訴えることは至難のわざである。

しかし、こども家庭庁が設置された以上、児童本人からの通報をしやすい環境をいかに整備していくかが問われている。ここ数年、自治体ではこどもの貧困に関する実態調査が行われ、主に小学5年生、中学2年生に直接アンケート調査が実施されている。こどもの貧困については後述するが、こうした直接的アプローチは効果的であると思われる。

虐待死するこどもは年間50人を超える。2021年4月1日から2022年3月31日までに虐待死で亡くなったこどもは74人（心中含む）で、48%を占める24人が0歳児である⁴。望まない妊娠を防止していくこともまた、児童虐待を減らすために必要な政策である。さらに、20歳未満の人工妊娠中絶は年1万件ほどで、少ない数字ではない。性知識の少ないこどもたちが、自らの体を危険にさらしている状況が放置されているといっても過言ではない。

(2) いじめ件数

いじめは残念だが人間社会においては、決してなくなる現象であろう。それはこどもだけでなく大人の世界にもはびこっている。大人は自分

の環境を変えることで、人間関係の不和を乗り越えることが可能だ。もちろん、それが必ずしも可能ではないケースもあるには違いないが、休職や転職、新天地での暮らしにチャレンジするなど働く場所や住む場所を大人は自分で決めることができる選択権を持つ。しかし、家庭と学校が主たる社会である子どもたちにとっては、いじめの問題はより大きな壁となる。

小中高のいじめの件数は2013年以降増加し続け、2020年は減少に転じたものの、2021年には年間60万件を超え、2022年には681,948件となった⁵。

いじめの8割は解消されたものとされているが、100件あたりの認知件数は、例えば、山形県では118.4件であるのに対し、愛媛県では14.4と自治体によって10倍以上の開きがある⁶。

文科省児童生徒課長通知では、「文科省としては、いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価する。一方、いじめを認知していない学校にあっては、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している」⁷と述べられているように、潜在的には、認知件数が少ない県ほどいじめが少ないといった単純な方式にはならないと推察されるため、認知されていないいじめを含めると全体の件数は、70万件を超えると想定される。

10年前に成立した「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」と明確化し、いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」が起きた場合には教育委員会や学校が調査を行い、事実関係を保護者らに伝えることを義務づけた。しかしこの10年間、法律は効力を発揮しているとはい

³ こども家庭庁、「児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移」、令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)、p4

⁴ こども家庭庁、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)の概要」社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】、p1

⁵ 文部科学省、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」、p1

⁶ 文部科学省、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」、p7

⁷ 文部科学省、平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて(依頼)より抜粋

がたい。そこには、学校や教育委員会の隠蔽や学校間での共有不足、担任任せとなっている構造的課題がある。また、教師の多忙化もいじめ問題への丁寧な対応を欠く原因となっている。

こども家庭庁では、これまで学校や教育委員会まかせであったいじめ問題への対処を、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、学校以外の首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発や実証に取り組むための支援を行っている。いじめの長期化や重大化を防止できる地域の体制を構築し、好事例を全国に展開できるようにホームページなどで共有している。これまでに北海道旭川市など8自治体がそれぞれの地域で地域に即した事業を展開している。その中にはアプリやLINEなどを活用し、こどもたちが直接相談しやすい環境を整えたり、臨床心理士や弁護士などの専門家を交えた体制をつくるなどの工夫がみられる。

また、いじめの重大事態調査について、例えば、自治体によっては調査経験がなく調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されていることから、こども家庭庁がいじめ調査アドバイザーを任命し、いじめの重大事態について自治体や学校からの要請に応じて、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立並びに公平性のある調査方法等について助言を行うこととしている。

さらに、こども家庭庁をヘッドにいじめ防止対策に関する関係府省連絡会議が開催され、2023年2月7日には文科省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知が発せられるにいたっている。いじめによる自殺防止という観点からも早期に警察と連携を図るよう促している。

小中学校の不登校児童生徒数はおよそ30万人と10年連続で増加し、過去最多となっている⁸。不登校児童のそのおよそ半分が「無気力・不安」から不登校になっており、世の中に対する不安感

や社会全体を覆う閉塞感が子どもたちの心理にも影響を与えているようにも感じる。

2022年の小中高の自殺者は500人を超えた。いじめ、不登校、自殺などが増加し子どもたちを取り巻く環境が厳しい状況にあることがわかる。

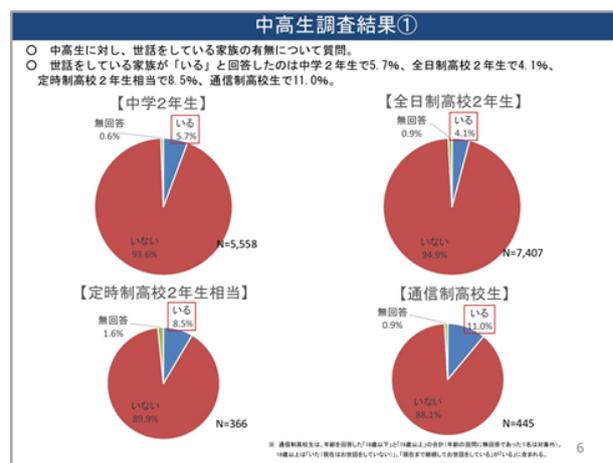
(3) ヤングケアラー

少子高齢化社会の中で、「介護離職」という言葉が聞かれるようになって久しい。現在でも年間10万人が介護や看護を理由に離職している。

これまで介護は家族、主に嫁が行うものというのが長いこと社会通念であったが、共働き世帯の増加、未婚や離婚の増加、特別養護老人ホームの空きが少ないといった問題などから「介護離職」する人が増える中で、介護保険制度の創設やショートステイ、訪問介護などの体制は整ってきている。しかし、それでも介護離職者は微減どまりで大幅減とはつながっておらず、いかに家庭内で介護者を抱えながら生活することが大変かといったことが伝わってくる。

近年、介護せざるを得ない両親や祖父母、幼い兄弟たちの面倒などで自分の勉強や娯楽の時間の確保ができない「ヤングケアラー」の存在がうきばりになった。

政府の調査で大人でも大変な介護を子どもたちが担っている現状が明らかになったのだ。



【図一】厚生労働省、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社より引用

⁸ 文部科学省、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等

図-2の調査研究では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%との結果であった。世話をする頻度は「ほぼ毎日」が3割から6割をしめ、1日あたりの時間は3時間未満が多いものの7時間以上との答えも1割あった⁹。世話のために通院付き添いなどで、毎日学校に通えないという環境のこどもたちもいることが予想される。また、報告書からは、高齢者を世話をしているヤングケアラーは「65歳以上の祖父母」、「要介護」、「認知症」といったキーワードが並び、共働きの親に代わって自宅にいる祖父母の世話をするこどもたちの姿が浮かび上がってきた。

しかし、ヤングケアラーという言葉の認知度はまだまだ浅く、こどもたちにも浸透していないことから、こども家庭庁では、「ヤングケアラー」という言葉の認知を広めるため、学校へ出前講座を始めている。

(4) こどもの貧困

これまで現在の日本のこどもを取り巻く環境について述べてきたが、いかにこどもたちが困難な状況にあるかがお分かりいただけたらう。

さて日本では、阿部彩の『こどもの貧困』（岩波書店、2008年）によって広く「こどもの貧困」という言葉が知られるようになった。それまではアフリカなどの後進国で、おなかをすかせ満足に1日の食事を食べられない、適切な医療や教育を受けることのできないこどもたちの問題が「こどもの貧困問題」と認識とされており、先進国である日本で貧困状態に置かれているこどもなどいるはずもないという考えが広く流布されていた。しかし日本においても、給食が主たる食事であり、十分に食事を食べることのできないこどもたちの存在が明らかになることで、こどもの貧困問題は瞬く間に社会に広く認識された。

また、ユニセフの調査において、日本では、38

ヶ国の中でこどもの精神的幸福度が37位となっているという不名誉な事実が明らかになった¹⁰。

こうした指摘を受け、政府は、2013年にこどもの貧困対策の推進に関する法律を成立させ、「子供の貧困対策に関する大綱」を基に、こどもの貧困対策を推進してきた。2019年には、議員立法である「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。ここでは、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、都道府県だけでなく、市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されたことは画期的なことであった。

現在こども家庭庁では、基礎自治体でのこども食堂をはじめとする食事支援や長期休みにおける体験支援、学習支援などの事業を展開している。これらは、学習のみならず、食事や幼い頃の体験といったことがこどもの成長にとって欠かせないものであるという認識からであり、文科省や厚労省など縦割りで行われてきた学習支援や食事支援を基礎自治体が地域にあった形で総合的に行うことに大きな意義がある。

各自治体で行われている「こどもの成長過程に必要なもの」は何かという視点の施策を通じて、政府としても今後も様々なメニューをうまく組み合わせる政策を展開していってほしい。

また政府は2020年から21年にかけて、全国で初めて子供の生活状況調査を行った。これまでは県や市レベルで行われていたため、これは日本社会全体における子供の貧困状況をまんべんなく統一的に知ることができた最初の調査である。ここでは、お金や不動産といった経済資本、学校教育や健康といった個人の能力を表す人的資本、家での学習や食事、早寝早起きといった生活習慣や旅行や登山、海水浴といった経験から得られる文化資本、家族、コミュニティといった人とのつながりといった社会関係資本4つの資本に対して、保護者の経済資本の違いがこどもの様々な資本獲得に差をもたらすという「貧困の連鎖」が「不平等

⁹ 厚生労働省、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」、令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、p16

¹⁰ 『イノチェンティレポートカード 16 子どもたちに影響する世界先進国のこどもの幸福度を形作るものは何か』日本語版 2021年2月刊行 著、ユニセフ・イノチェンティ研究所、p11

の再生産」を生み出しているかどうか分析対象となった。

結果は、等価可処分収入の中央値の半分しか収入のない相対的貧困世帯と中央値以上の収入基準の世帯を比較すると相対的貧困層では成績が低く、授業の理解が浅く大学への進学希望者が少ない。学校の授業以外で勉強しない子供は、貧困層では4.7倍に急増し、朝食を毎日食べるのが中央値以上の子どもたちが86.5%であるのに対し、貧困層では71.2%となっており、貧困層ほど学習習慣が身につけていない子供が多く、生活習慣も整っていない子どもが多いことが分かった¹¹。

また、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していない子は、貧困層はそれ以外の子どものおよそ倍となっており、その背景には費用面での負担があった。さらに、生活満足度（ウェルビーイング）への影響も貧困層になるほど低下しており、保護者の貧困が子供のウェルビーイングを押し下げていることが明らかになった。

保護者の貧困が子供の貧困へと連鎖するリスクがデータから明確に示唆され、日本におけるひとり親世帯、特に母子家庭を取り囲む環境の厳しさが反映されている。ひとり親（母子家庭）の半分、54.4%が相対的貧困状況にある¹²。離婚後の養育費不払いや子どもがいるがゆえに正社員で働きにくいといった雇用環境、男女の賃金格差など親を取り巻く環境によって、子どもたちが苦しい状況に置かれている。

養育費の不払いについては、2020年に養育費を強制的に回収する際の民事執行手続きを定める民事執行法の改正法が施行されたことにより、勤務先や銀行口座がわからない、相手が転職などを繰り返して、請求が難しくなっている場合でも、裁判所を通じて債権者の勤務先や預貯金、不動産などの財産情報を取得することが可能となったことで、泣き寝入りできない環境が整いつつあるのは、大きな前進であるものの取り組みは始まったばかりである。

子どもの貧困問題はすなわち、大人社会の「格差」問題とイコールであり、養育費不払いに対する請求といった問題のみならず、非正規雇用や働き方改革、男女の賃金格差といった制度全体を見直していくことが早急に求められている。

3. こどもの権利条約とこども基本法

第二次世界大戦後の1948年に採択された「世界人権宣言」は、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることを初めて公式に認めた宣言であり、世界はこの宣言が目指す社会を実現していくために、国際的な法律である条約を整えてきた。たとえば、1965年には「人種差別撤廃条約」、1979年には「女子差別撤廃条約」が採択され、1989年の第44回国連総会にて「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、1990年に発効した。日本は1994年にこの「子どもの権利条約」を批准し、現在、全世界で196の国と地域が締約する世界でもっとも広まった人権条約となっている。

子どもたちが意見を表明する機会をもち、意思決定に参加することは子どもの権利条約第12条に明記されている。こうした機会は、子ども時代の幸福度のためにも大人へと成長していく上でも必要不可欠なものである。保護者をはじめとする大人たちは、子どもたちの成長に合わせて子どもの保護と自主性のバランスを調整していく必要がある。

参加（Participation）は保護（Protection）や供与（Provision）とともに、子どもの権利条約の「3つのP」の1つである。しかし、他の2つに比べ、「参加」についてはデータを収集している国際的な調査がほとんどない。

こども基本法では、こどもの人権が守られ、こどもが適切に育てられ、教育の機会を与えられることの権利と同等に、第3条3において、「全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見

¹¹ 内閣府、令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書、p 149

¹² 内閣府、令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書、p23

を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が謳われおり、子どもを社会の一員、広義の主権者として捉えている。

子ども家庭庁を設置して、ホームページや相談窓口、子どもを集めての集会などから子どもの意見を集めることは意義深いことだ。小倉将信前子ども担当大臣は、子ども家庭庁が発足したら、小学生から20代までの約1万人の子ども・若者から意見を聞く、新しい事業を開始する意向を示し、その後、子ども家庭庁では、「子ども若者★いけんぶらす」事業が発足し、現在までのところ4200人が登録をしている。しかし、意見を言えるための条件として本人確認が取れているのは1000人程度だという¹³。

ただ単に数字ありきで、1万人の子どもや若者を集めればいいというものではない。意見表明をしたいと積極的に行動できる子どもや若者たちからだけの声だけでもいけないだろう。

意見の表明方法や社会活動への参画機会は、学校や家庭で教わることがなければ、成長に応じた意見表明も社会活動もできない。「好き嫌い」といった感情論や全体を把握することなく、一面的視点でしか語られないリスクも負う。

つまり、大人が子どもを主権者として認識し、家庭内、学校でそうした教育を行っていくこと、そして子ども自身もまた、民主主義の根幹である「参加と責任」という概念を理解し、意見を表明することが肝要である。

4. 主権者教育

ドイツの哲学者マイケル・ガブリエル氏は、「子どもたちに選挙権がないのは恥である。それは女性に選挙権がないのと同じであり、子どもたちを選挙から排除している。そして、そのことがとんでもないことであることに気づいていない」と断言する¹⁴。

ドイツでは、政治教育は小学生から行われてお

り、若者の投票率も7割程度と日本の若者の投票率の倍以上だ。選挙権だけでなく、被選挙権も18歳で、環境や人口問題などの課題に関する議論が学校内だけでなく、社会全体で盛んに行われている。ここには、教師たちの「政治的中立性」を自らの鍛錬によって乗り越え、自らも主権者であり、子どもたちも主権者の一人であり、さまざまな意見が尊重される社会の構築こそが民主主義の土台であるという政治教育がある。私自身、公共政策学のクラスでは、安楽死や男女共同参画などについて、学生を賛成・反対の意見のグループに分けて議論する機会を設けており、学生の意見表明を積極的に促すとともに、私の意見も述べ、それぞれ意見が異なったとしても、それ自体が尊重される旨、強調している。しかし、日本の高校までの教育では、教師の政治的中立性を意識するあまり、「自分も主権者であるとともに、子どももまた主権者である」といった視点が欠けているのではないかと感じる。

また、主権者教育というと「模擬投票」や政治について教える公民の授業というイメージがあるが、学校での自治活動や地域活動といった学校づくり、地域づくりにおける学生たちの意見表明、参加といったことがすなわち、主権者教育につながっているという認識を持つことも極めて重要なことである。

学校の校則を学生たちが見直そうとすることも学校側に拒否されてきたのがこれまでの日本の教育現場であった。しかし、最近では髪型や髪の色、下着の指定を行ってきた学校に対し、文科省や東京都が教育委員会に通知を出し、生徒や保護者の意見などを踏まえて見直すよう指導していることは「子どもたちの意見の尊重」という意味でも前向きな動きだろう。

国政に立候補するための被選挙権が25歳であることに合理的な理由はあるのか。といったテーマについても、子ども家庭庁が先頭に立って、議論を進めていってほしい。そういった姿を子ども

¹³ 「子ども若者★いけんぶらす 本人確認済は全体の4分の1」(2023年11月7日)『教育新聞』

¹⁴ 「天才哲学者マルクス・ガブリエルが語るコロナ後の未来と

倫理【報ステ×未来を人から 完全版】【未来をここから】
【Markus Gabriel】(youtube.com)『ANNnewsCH』

家庭庁が子どもたちに見せることで、子どもたちも単に「保護される立場」から「自ら意見を表明し、社会参画していく」立場へと能動的に育っていくのではないかと。そして、しいてはそれが子どもたちの抱える様々な課題解決へとつながっていくものと信じている。

5. 考察

児童虐待、いじめ、不登校、自殺、ヤングケアラーといった肉体的・精神的に追い詰められている子どもの数は年々増えている。また本来なら、十分な食事、学ぶ環境、様々な体験を経験するといったことが与えられるべき子ども時代にそれらを享受できない子どもたちが抱える課題、すなわち、子どもの貧困といった課題が先進国である日本においても大きな問題となっていることが明らかになっている。

子ども家庭庁が設置されたことで、こうした子どもたちをしっかりと「保護」し、与えるべきものを「供与」する取り組みはこれからも必要である。また、それら支援策が国からのトップダウンというより、各地域で実情にあった形で組み合わせり支援の輪を広げていくこと、基礎自治体からボトムアップで好事例が各省庁に伝わり、さらに各省庁がより連携して、課題に対して円滑に取り組むを進めていくことが求められている。

一方で、保護すべき子どもたちを取り囲む大人たちの課題も解決していかなければ本質的な解決にはならない。少子高齢化が急激に進む日本社会において、高度経済成長期の日本の企業組織のあり方

を変えていくことが最も重要だ。共働き世帯が増え、高齢者で働き続ける世帯も増えている。保育所などは増えたが、70年代80年代のように妻が育児・家事・介護を担い、旦那が朝から晩まで猛烈に働くサラリーマンのような時代はとうに終わっている。しかし、政治家や企業はそのことをまだまだ理解できていない。育児・介護休暇の取りやすさ、時短勤務やフレックスな働き方など抜本的な働き方改革や非正規雇用、男女の賃金格差の解消といった日本経済を支える労働者にかかわる問題を解決することが子どもたちの生育環境とつながっていることを理解しなければならない。大人の抱える問題やストレスによって子どもたちの生きる空間が生きづらいものになっていることに気づかなければならない。

仕事と育児の両立支援やダブルケアといった子育て世帯の負担軽減や教師の負担軽減などの課題を解決するための仕組みづくりもさらに加速させていかなければ、子どもたちにしわ寄せがきている現状は変わらない。

また、多くの国でまだまだ模索中の子どもの政策決定プロセスへの「参加」は日本においてもこれからの課題である。今後の子ども政策の柱となっていかなければならない事項だろう。子どもたちが自立した主権者として、民主主義の土台となる自らの意見の表明と他人の意見を尊重できること、さらに私たち大人が子どもたちに、学校づくりや地域づくりに参加することに対する責任を家庭や学校で教えていくことが肝要だ。こうした子どもたちに力を与えていくことの積み重ねが「子どもまんなか社会」の礎となっていくだろう。

補注

- 1) 子ども家庭庁：「子ども基本法」 [20230401policies-kodomokihon-06.pdf \(cfa.go.jp\)](#) (参照日：2024年2月18日)
- 2) 文部科学省：「いじめ防止対策推進法」 [いじめ防止対策推進法 \(平成25年9月28日\) : 文部科学省 \(mext.go.jp\)](#) (参照日：2024年2月19日)
- 3) e-Gov 法令検索：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 [子どもの貧困対策の推進に関する法律 | e-Gov 法令検索](#) (参照日：2024年2月20日)

文献

- 1) 阿部彩：こどもの貧困、岩波書店、2008
- 2) 甲斐田万智子：子どもの権利、KADOKAWA、2023
- 3) 荒井文昭、大津尚志、古田雄一、宮下与兵衛、柳澤良明：世界に学ぶ主権者教育の最前線、学事出版、2023
- 4) ユニセフ・イノチェンティ研究所：イノチェンティレポートカード16 子どもたちに影響する世界先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か、日本語版 2021年2月刊行
- 5) 総務省、「育児をしている者及び介護をしている者の就業状態」、令和4年就業構造基本調査 p24-p25
- 6) 厚生労働省、「令和4年度衛生行政報告例の概況」、p21
- 7) 厚生労働省、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」、令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、p10-p11
- 8) 内閣府：「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」令和3年12月、p146-p152
- 9) こども家庭庁：「令和4年度 少子化の状況及び少子化への対処施策の概況 子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況・子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」、p153-154